

## 第9回 稚内市自治基本条例審議会

- (と き) 平成18年9月11日(月) 18:00~20:30  
(ところ) 市役所本庁舎3階市長会議室  
(出席者) 横山委員、斉藤委員、金村委員、飯田委員、花田委員、  
岡部委員、渡邊委員、今田委員、田辺委員  
〔事務局〕 政策経営室 表室長、中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹、  
佐々木主事  
〔傍聴者〕 1名

### 1 開 会

#### (政策経営室主幹)

それでは、ただいまより第9回稚内市自治基本条例審議会を開催いたします。本日、2名が欠席となっております。よろしくお願いいたします。

### 2 審 議

#### (1) 条文の審議

#### (会 長)

今日が第9回目の審議会です。本日の審議事項は2つです。

1つ目は、前回までの議論を踏まえ事務局より条文が作成されております。それについて審議します。

2つ目は前回に引き続き、条例項目に盛り込む内容・考え方について議論していきます。

資料の中に、前回審議会の議事要旨があります。こちらも含めて、事務局から出してもらったものを基軸に議論していくかたちになります。

まず、条文の審議に入ります。

条文案として出ているのは、『総則』『まちづくりの基本原則』、『情報共有』『参画と協働』『市の責務』です。

提案された条文案について事務局から説明を受けたあと、議論に入っていきます。

『総則』と『まちづくりの基本原則』を一括して事務局から説明願います。

#### (事務局)

まず、資料「稚内市自治基本条例の骨子」をご覧ください。

検討終了事項と未検討事項に分けておりますが、今回条文にしましたのは、検討終了事項の中の、『総則』『まちづくりの基本原則』『情報共有』『参画と協働』、それから前回参画しないことへの不利益処分という関係で、『市民』と書いてありますが、『市の責務』ということでまとめてみました。  
それでは条文『総則』からです。

#### (定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり、市民、市及び市議会が協働して、地域社会を築いていく活動で、自治又は自治体運営をいいます。
- (2) 市民：市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (3) 住民：本市に住民登録されている者をいいます。
- (4) 定住外国人 本市に外国人登録されている者で、「出入国管理及び難民認定法」第二条の二第二項別表第二による者及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」による特別永住者をいいます。
- (5) 市：市の執行機関をいいます。
- (6) 参画：市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (7) 協働：市民、市及び市議会が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために共に考え、協力し、行動することをいいます。

#### 【解説】

この条例の中で、使う言葉の意味を規定しております。

「まちづくり」とは、自治を親しみやすい表現として使用しております。自治運営の主体として、市民、市及び市議会が共に力を合わせて地域社会を築いていく活動として定義しております。

「市民」とは、ワークショップの意見でもありましたように、本市に関わる全ての者、事業者、活動する団体を含めて、市民としております。

前回の審議会でありましたように、事業者について別立てするかどうかについては今のところ決定しておりません。

先に配布しております「基本条例の項目条文比較表」という冊子の 8 ページから 9 ページをご覧ください。「定義」の中で市民や町民を定義したものがありますが、その中で遠軽町は、事業者は市民と区別して定義しております。それ以外の奈井江町、大和市、岸和田市、多摩市、札幌市については、事業者も市民と含めて定義しています。ただし、岸和田市については、定義の中では事業者を含めて市民として

おりますが、敢えて事業者も定義づけをしているかたちになっています。どちらかという、市民を事業者も含めて幅広くとらえているところが多いです。

39ページの「協働の推進」という中では、先ほどの岸和田市について、ここでは敢えて「市民、事業者及び市は～」と事業者を載せています。それ以外の市町はすべて「市民は～」という表現になっています。

「住民」とは、住民投票の資格の関連がありますので、敢えて市民とは別に定義するもので、本市に住民登録されている者として定義しております。住民も、定住外国人も市民であることに変わりはありません。

「市」とは、市の執行機関として定義をしております。市の執行機関には教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等市の行政機関全てを含みます。

「参画」とは、市民が主体的にまちづくりに参加し、行動することを意味しております。

「協働」とは、まちづくりの主体である市民、市、市議会が、それぞれの役割や責任のもとで、対等のパートナーとしてまちづくりを進めることを指しております。

次の条文『まちづくりの基本原則』です。

この章では、まちづくりを進める上での三つの基本原則を示しております。

(情報共有)

第〇条 まちづくりは、市民、市、市議会が互いのまちづくりに関する情報を共有して進めます。

【解説】

情報共有として、ここでは具体的にまちづくりを進める主体として市民と市、市議会を分けて述べています。情報を互いに共有して、共通した認識のもとにまちづくりを進めていくことを規定しております。

(市民参画)

第〇条 まちづくりは、市民全体の共通の利益のため、市民一人ひとりが自ら考え行動し、積極的に参画して進めます。

【解説】

市民一人ひとりが個々のことばかりではなく、このまちの将来を考えて、このまちに住んで良かったと実感できるまちにしていくために、主体的にそして積極的にまちづくりに参画していくことを規定しております。

参画としたのは、前回の審議会でもありましたように、自ら主体的に参加の場を求めていく、自主性の強い参加を意図して参画としております。

(市民協働)

第〇条 まちづくりは、市民、市、市議会がその責任と役割を認識し、互いに協働して進めます。

**【解説】**

まちづくりの主体である市民と市、市議会が、互いの責任や役割に基づいて、互いに協力、補完し合って「協働」のまちづくりを進めることを規定しております。説明は以上です。

**(会 長)**

『総則』、『まちづくりの基本原則』から議論していきたいと思います。

『総則』について、まず「事業者」をどのように定義し、条文の中に盛り込んでいくのか、ということです。

条文案の中では、基本的には市民の中に事業者を含めるというかたちになっており、事業者について別途規定するというかたちは取っておりません。これでいいのかどうかの議論をしていただきたいと思います。

もう1つは、「市」についての定義ですが、「市の執行機関」ということでわかりやすいかどうか、ということです。

解説の中では、具体的に教育委員会等挙げておりますが、定義は市の執行機関でいいのかどうか。例えば、遠軽町や大和市などの条文は「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会、及び固定資産評価審査委員会」となっています。つまり、簡単に市の執行機関でいいのか、もう少し詳しく書くのがいいのか、という議論をしていただきたいと思います。

次にまちづくりの三つの柱である「情報共有」「市民参画」「市民協働」については、簡潔に『基本原則』の中に盛り込んでいくべき、ということでしたが、その際に条を3つ設けるべきか、1つの条の中に(1)、(2)、(3)とまとめたほうが良いのかということについても議論していただきたいと思います。

まず、『定義』のほうからです。

**(委 員)**

事業者について、市民に含めている自治体とそうでない自治体があるということですが、含めていない自治体というのはどういった考えで含めていないのか、漠然としていて分ける意義がわからないのですが。

**(事務局)**

事業者だからこそ事業活動をすることによって、守らなければならないこともあ

り、敢えて強調しています。

**(会 長)**

遠軽町などは、最初に事業者を規定しているが、あとで事業者という言葉があまり出てこないですね。『参画・協働』に事業者という表現は出てこないです。

逆に、『参画・協働』にも出ないのであれば、論理的に整合性が取りづらい感じがします。市民に含めてしまった方が、少しアバウトかもしれませんが良いかもしれません。

**(委 員)**

事業者について別に定めている自治体は、市民に事業者を含めることによって何か不都合がある、という意識ではないと考えてよいのですか。

**(会 長)**

どうなのでしょうね。どのような策定過程を経て、どういう考え方があったのか私のほうでは把握していないのですが。

遠軽町に関しては、17 ページ「第 10 条 町民の義務」というところで、町民と事業者を分けています。事業者については「地域社会の一員として負担を応分する義務を果たすと共に環境に配慮し、地域社会との調和を図り安心して暮らせるまちづくりに寄与するよう努めるとします」という表現になっています。

**(委 員)**

ワークショップで、事業者を市民に含めるのは反対という意見が出ていました。事業者と市民というのは、経済的なバックが全く違い発言力に差がある、それを同じ者として扱うには弊害があるのではないか、というご意見でした。

事業者と市民を一緒に含めることによって、何か具体的、将来的に不都合が実際にあるのかどうか、そこをお聞きしたいなど。

**(会 長)**

岸和田市が「事業者の責務」を敢えて設けているのは、今のお話の問題意識に近いかも知れません。つまり、「事業者は事業活動を行うにあたって、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める」、「事業者は社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める」など、母体も大きく、利害関係も強いということから敢えて設けているのかという印象を受けます。

**(委 員)**

今の部分を、敢えて条例の中で触れる必要があるのか、それとも一市民として扱ってしまおうのか、具体的にどういう不都合があるのか分からないので難しいです。

**(会 長)**

難しいですね。岸和田市は先ほど事務局から説明があったとおり、『参画・協働』では、市民と事業者を並列させています。

**(委 員)**

市民と事業者の求められている立場や役割が違うと感じることがいくつかあります。私も岸和田市の意図がわからないと思ったのですが、もし考えられるとしたらそういった役割、求められているものの違いを強調する必要があるのか、と漠然と考えました。

**(会 長)**

苫小牧はどうでしたか。

確かに求められるものは違ってきますね。

事業者を入れるとしたら責務を規定して、『参画・協働』のところで市民と事業者を並べるかたちをとるのかなど。そこがポイントになるような気がします。

**(事務局)**

苫小牧は、事業者を法人として市民に含めています。

**(委 員)**

これからたくさん条文が出てくる中で、「市と市民、事業者」等、たくさん並ぶのはあまり見やすいものではない、通りが悪い気がするのですが。

**(事務局)**

岸和田市の場合は、特定のところだけ事業者出てきます。

もともと定義のところで、事業者も市民に含むとしておきながら、敢えて事業者も定義している。

**(委 員)**

同じ町内会に事業者と市民がいた場合、事業者は日曜日の行事には参加できないということがあると思いますが、そこを「業者も参加しましょう」という気持ちがあるのかなと思うのですが。

**(会 長)**

どうでしょうか、基本的には、市民の中に含めてしまうのですが、岸和田市のように特定の部分だけ、どうしても事業者と市民を分けなければならないところは、「事業者」を入れるというやり方も考えられます。

そうすると、「全て市民に含める、市民に含めるが特定のところだけ分ける。全て分ける。」という三つの選択肢になります。

#### **(委 員)**

事務局の案でいいような気がします。事業者の権限を強調しすぎると、何かをするとした場合に事業者だから大きな負担をしてもらうなどのかたちを取れる場合もありますよね。そうすると、公平平等の原則に欠けることになりますから、むしろ「事業者」を独立させなくてもいいのではと思います。

#### **(委 員)**

求められる内容が異なるのであれば、岸和田市のようになるのでは。読んでいて抵抗がなかったと思います。

#### **(委 員)**

私も事務局の案でいいと思います。求められることは違っても、やるべきことは同じ方へ向かうと思います。

#### **(委 員)**

定義としては含めてもいいと思いますが、どこかしら配慮する必要があるのかという部分です。

#### **(会 長)**

『市民の権利・責務』という項目に、事業者の権利・責務を入れるかどうか、また、「市民参画」にも事業者がでてくるのかどうか、ですね。議会や市の責務には事業者は出てこないと思います。

では、定義は、事務局案でいくことにし、『参画・協働』や『市民の権利・責務』に事業者を入れて、すわりが良いか判断する ということとします。

むしろ、執行機関についてはどうでしょうか。執行機関を解説しなければならないかなと思っているのですが。

#### **(委 員)**

ほかの条文に比べて、ここだけ簡単ですよ。行政の方が作ると、「こんなことは知っ

ていて当たり前」という感じになるのかなと。

**(事務局)**

そのようなことではなく、「市長は」とするのか、「市は」という言い方をするのか、いささか疑問だったものですから。

**(委員)**

市民にとっては、市というと市役所全体という感じですが。

**(室長)**

全て網羅したほうが分かりやすいのであれば、そうしていいと思います。

**(会長)**

そうですね。やはり全部網羅したほうがいいですかね。公平委員会、監査委員も含めてあるもの全て、ということにしますか。

**(事務局)**

では、多摩市のような形にします。市長も入れますね。

**(会長)**

そうです。ですから「市の執行機関」というのはとってもいいのでは。市の定義は、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」とします。

**(室長)**

「住民」の定義は変更したいと思います。地方自治法上の住民は法人も含めていますので、ここで「自然人だけを住民とする。」とはいえないですね。定義する必要はないですね。

**(会長)**

後で、住民投票のところ出てくるので、定義の中からは削除します。同じ意味で定住外国人も削除します。ほかにありますか。

**(委員)**

「協働」の中に、「対等」という言葉が出てこないのですが。解説にはありますが。



前回、「対等と協力」を柱にしようということだったのですが。

**(事務局)**

「協働の推進」の中で「対等」という言葉を使っています。

**(委員)**

定義の中にその柱はあったほうがいいと思います。

**(会長)**

キーワード的なものですから、入れたほうがいいと思います。どのように入れますか。

**(事務局)**

こちらで検討させてください。

**(委員)**

「まちづくり」の中に、後に規定される協働という言葉が出てきてしまっています。「まちづくり」自体は後段の「地域社会を築いていく活動」だけでいいと思うのですが。

**(会長)**

そうですね。それとまちづくりは「自治体活動」といいますかね。地域社会を築いていく活動そのものではないでしょうか。その中に自治体運営も入ってくるのでしょうかね。

「まちづくり」は分かりにくいものなので、定義はしたほうがいいです。まちづくりの定義は「地域社会を築いていく活動をいいます。」といたしますか。

**(事務局)**

前文の中で、まちづくりは「自治」の分かりやすい表現ということを行っているので、どこかに「自治」が入ってきたほうがいいのでは、という気がしますが。

**(会長)**

では、定義について確認します。

まちづくりの定義は、「市民、市及び市議会が協働して」は削除し、「地域社会を築き、自治を作る活動をいいます。」とします。

市民の定義には、事業者も含めますが、『参画・協働』など特定のところに「事業者」を入れたほうがいいのか後で議論します。

市の定義は、公平委員会等も含めて、多摩市のように詳しく定義します。

協働は「対等の立場で」ということも入れていきます。どこに入れるかなど文言は事務局が検討するということです。

住民、定住外国人については住民投票の条に出てくるので、定義の中からは削除いたします。

## (会 長)

では、『まちづくりの基本原則』について論議したいと思います。

条を3つ作るのがいいのか、一つの条の中に(1)～(3)と並べるのがいいのか。まちづくりの基本原則になるものは、「情報共有」、「市民参画」「市民協働」、この3つのキーワードだという論議がこれまでありました。

奈井江町は「まちづくりの原則」を4～7条に入れています。遠軽町は4～6条、大和市は4～8条、岸和田市と多摩市は1つの条にまとめて述べています。

1条でまとめてしまうと、最後は「～こと」というような体言止めになるのかなと思います。

基本原則ですから、「情報共有して進めることを基本とします。」としたほうが良いような気がします。奈井江町がそうですね。

また、1条でまとめるなら、最初に「〇〇することを基本原則とします。」ということを入れておいたほうがいいのかと思うのですが。

## (委 員)

私は、事務局案のとおり、3つの条を作ったほうが良いと思います。

## (委 員)

私は多摩市のように、最初に「これを基本原則とします」といってから、(1)、(2)、(3)と並べたほうが分かりやすいのかなと思います。

## (委 員)

簡潔な書き方で良いと思います。

## (委 員)

基本原則ということを行っている以上、一つの条にまとめたほうが良いと思います。個々の内容は、新たに章立てして規定すると思いますので。

**(委員)**

それぞれ独立してあったほうが良いというイメージがあります。

**(会長)**

あとで詳しく述べますので、ここでは一つにまとめて述べるということでいいですか。では、内容はどうでしょうか。

**(委員)**

市民参画の中で、「市民全体の共通の利益のため」というところが、ちょっときつい言い方だと思うのですが。ハードルが高いな、と。もうちょっとやわらかい言い方がいいと思います。

**(会長)**

「市民全体の共通の利益のため」を削って、もう少しやわらかい言葉を入れるということですね。

**(室長)**

確かにハードルが高いという感じはします。平易な文章を検討します。

**(委員)**

細かい部分ですが、【解説】の中の参画、協働にはそれぞれカギカッコをつけてもらうと分かりやすいです。

**(会長)**

では、『まちづくりの基本原則』については、一つの条にまとめることと、市民参画の条文をもっとやわらかい表現となるよう、事務局で整理する」ということよろしいですね。では次に『情報共有』について事務局からお願いいたします。

**(事務局)**

(情報共有)

第〇条 市は、まちづくりに関して、市民が必要としている情報を適切な時期にわかりやすく提供し情報の共有に努めます。

**【解説】**

まちづくりの基本原則のうち、「情報共有」について規定しています。市の情報提供への基本的な考え方を規定しており、市が収集した情報や保有する情報について、市民が必要としている情報は何かを的確に捉え、必要としている時期に、市

民全体に分かりやすく情報を提供し、情報の共有に努めることを規定しています。「努める」としたのは、情報の受けて側の課題もあり、完璧な情報伝達は困難なことから、情報を伝達する手段やしきみ等、情報共有の方法について努力していくとしています。次に、「情報公開」についてです。

(情報公開)

第〇条 市は、別な条例に定めるところにより、市の保有する情報については原則公開とし、市民の知る権利を保障します。

2 市は、市の保有する情報は市民の共有財産として、適切な管理に努めます。

**【解説】**

市が保有する情報について請求があった場合に公開する情報公開制度について規定しております。別な条例とは「稚内市情報公開条例」を指しています。

個々では本市の情報公開に対する基本方針を規定しています。

「稚内市情報公開条例」では、市民の知る権利が保障されており、公開が求められた公文書は原則公開です。

また、市が保有する情報は市全体の共有財産として位置付け、公開請求にいつでも応えることが出来るよう、大切管理することを規定しています。

次に「個人情報保護」についてです。

(個人情報保護)

第〇条 市は、別な条例の定めるところにより、市の保有する個人情報について、情報の開示、訂正及び利用停止等請求する権利を保障します。

2 市は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、原則、本人以外には開示しないものとします。

**【解説】**

個人情報保護は、市が保有する個人情報について、情報の開示、訂正や利用停止等の請求する権利も保障することを規定しています。

情報公開のなかでも個人のプライバシーに関することなので、原則本人以外には開示しません。別な条例とは「稚内市個人情報保護条例」を指しており、市が保有する個人情報を取り扱うためのルールを定めたもので、個々ではその柱となっている個人情報の開示、訂正及び利用停止する権利を明らかにするため、あえて規定しています。

資料として地方公務員法第34条を配布していますが、職員には守秘義務があり、職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとされており、そのような意味からも個人情報は厳格な取り扱いが必要です。

**(会 長)**

ここはずいぶん議論してきましたが、いかがですか。

**(委 員)**

確か、この部分を論議したとき、「必要な提供を受け、自ら取得する行為」といった権利について言及してはどうかという意見があったと思います。そこはどうか。

**(事務局)**

『市民の権利・責務』で規定してはどうかと考えています。ここでは、あくまで原則をうたうということです。

**(会 長)**

なるほど。だぶって規定してもかまわないのですが。

**(委 員)**

情報の受け手側の課題ということも分かりますが、「市民が必要としている情報」という部分が気になります。では、必要としていない情報は提供しないのか。市はその情報を必要としていない、求めている市民に対しても情報提供しなければならないのではないですか。広く情報を発信する役割はあると思うので、「必要としている」という表現ではないほうが良いと思います。

**(事務局)**

前回の議論で、盛り込む内容として、「市民が必要としている情報を、適切な時期に、分かりやすく提供する。」とありましたので、それに沿った条文を作りました。

**(会 長)**

「市民が必要としている」という部分を削れば問題ないかもしれません。

**(委 員)**

おそらく前回、「市民が必要とする」ということを入れたのは、優先順位の問題だと思います。それほどニーズのない情報がたくさん提供されて、実際は本当に必要とされる情報が出ていないということをフォローするために、この言葉が出たと思います。

もともと情報はできる限り出していただき、出す努力をしていただき、ということなので「必要とする」は入れないほうが良いと私も思います。

**(委 員)**

解説には、「市民が必要としている情報は何か的確に捉え」とありますが、なんでもかんでも発信すればいいというものでもないと思うので、的確に捉える努力が大事なのかな

と思います。

**(委 員)**

全てを提供することは物理的に無理なので、そうするとやはり優先順位づけの問題になるので、であれば「必要なものから」ということになってしまいますよね。それを強調するなら、「必要とする」はあったほうがいいのかもかもしれません。

**(委 員)**

たとえば、高齢者のバス助成などの情報に興味がない人もたくさんいるが、そういった人たちにも広く知ってもらわなければならないとしたら、そのために情報提供する努力はするべきです。どう浸透させるかという意味合いも込めていただきたい。

**(委 員)**

必要とする市民が手に入れると思うので、必要としていない人にも伝えていくというか、公平に情報提供することが盛り込まれればよいと思います。

**(委 員)**

情報の提供は、直接市民の生活に関わることであり、行政の責任でもある。そういった意味では「必要とする」といったほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

**(会 長)**

意見が分かれています。当初の議論では「ニーズにあった情報を適切に分かりやすく提供する」ということだったと思いますが、実際に条文になると今のような意見が出てくるのかと思います。条文は誤解のないようにしなければならない、いろんな解釈が出来るということは避けなければならないですが、ここは、「市民が必要としている」という部分を削除しても意味は通じますし、あとで情報公開の部分で「原則公開」としていますから、あえて「必要」ということは削っていいのかなと思うのですが。

**(室 長)**

「市民に」という言葉は入れなくてもいいですか。「市民に情報を適切な時期に」というように。

**(会 長)**

そうですね。あと、ここには「事業者」は入れなくてもいいですね。では、「情報提供」については、「市は、まちづくりに関して、市民に情報を適切な時期に～努めます。」とします。

「情報公開」はどうか。

**(委員)**

言い回しの問題ですが、この条文の中核は「原則公開」ということなので、「原則公開とします。」と言い切ったほうがいいと思います。

「市は、市民の知る権利を保障し、別の条例に定めるところにより、市の保有する情報については原則公開とします。」としたらどうでしょうか。

**(会長)**

では、そのようにしてよろしいですね。

**(委員)**

2項の「共有財産」という言葉にも引っかかるのですが。

**(会長)**

解説では「市が保有する情報は、市民生活と深くかかわるものであり、市全体の共有財産」とするといっています。

**(委員)**

「適切な管理」という表現も気になります。

**(室長)**

次の個人情報保護では「厳重な管理」と言っていて、一致していないのではないかと考えられます。個人情報に関しては厳重な管理を行い、市の保有する情報については適切な管理をするということを言っているのでしょうけれども。

**(委員)**

個人情報に限られないのであれば、厳重にとまで言わなくていいと思います。

**(委員)**

「市民の共有財産」という部分がいらぬということでしょうか。

**(委員)**

「共有財産」という部分、2項そのものを省いても大丈夫ではないでしょうか。

**(会長)**

解説では、「市の保有財産をあらためて、市全体の共有財産として位置づけ、公開請求にいつでも応えることができるように、大切に管理に努めることを規定しています」という趣旨になっています。

つまり公開請求をしたけれども、管理が不十分でその情報がありませんということもあるわけです。ですから、「適切な管理」などになってくるのではないのでしょうか。あるいは、「大切に管理」でしょうか。

**(委員)**

「大切に」のほうが良いと思います。

**(会長)**

解説文にも「大切に」とありますし、「大切に管理するよう努めます」にします。

**(会長)**

個人情報保護についてはこれでよろしいですか。個人情報保護なので、あえて「厳重な」という表現を使ったのだと思いますけれども。

**(委員)**

2項のほうが大事のような気がします。

**(会長)**

両方大事だとは思いますが。

**(委員)**

このままで良いのではないのでしょうか。

**(会長)**

稚内市の個人情報保護条例を基本的に踏まえた形で書いていますので、これは、このままでということではよろしいでしょうか。

それでは、情報共有について確認しますと、**情報提供については、「市民が必要としている」という部分を削除し、「市民に情報を…」という表現になりました。**

**情報公開は、「市は、市民の知る権利を保障し、別な条例に定めるところにより、市の保有する情報については原則公開とします。」もうひとつは、「市は、市の保有する情報は市民の共有財産として、大切に管理するよう努めます。」という表現になるということです。**



そういうことでよろしいでしょうか。  
それでは、続きまして『参画と協働』になります。事務局からよろしいですか。

### **(事務局)**

この章では、基本原則のうち、市民参画、市民協働について、その推進と市民参画の制度として住民投票制度について規定しております。

まず、参画の推進という部分です。この部分は、2つ条文をつくっていただきたいということで、2種類つくっています。

「第〇条 市は、まちづくりへの市民の参画を推進するため、積極的に参画機会の拡大に努めます。」

もう一つが、「第〇条 市は、審議会やワークショップ、及びパブリックコメント等多様な機会を設けて、市民の参画を推進します。」ということです。

最初の方では、市の役割として、積極的に参画機会の拡大を図ることを規定しております。

もう一種類の方としましては、具体的な参画の制度を、審議会、ワークショップ、パブリックコメント等既存の制度のみならず、いろいろな制度を設けて市民の参画を推進することを規定しております。

### **(会長)**

これは、前回議論したように、参画についてはワークショップやパブリックコメントなども含めて具体的なものを書くのが良いのか、それとも少し抽象的な形で書いておくのが良いのかということで、事務局のほうに両方の案を考えてきていただきたいということで、これは並列ではなく二者択一になります。

続いて「協働の推進」をお願いします。

### **(事務局)**

それでは、「協働の推進」ということですが、

(協働の推進)

第〇条 市民、市、市議会は、相互の責任と役割を理解し、信頼関係のもとに対等な立場に立って協働によるまちづくりを推進します。

2 市は協働によるまちづくりを推進するため、市民の活動に対して必要な支援を行なうように努めます。この場合における市の支援は、市民の自主性を損なわないものとします。

#### **【解説】**

ここでは、市民、市、議会がまちづくりのパートナーとして、お互いの責任と役割を認め合い、協働のまちづくりを推進することを規定しています。

今までは、市民は市の指導のもとに行政サービスを手伝っていたということもあり、必ずしも対等な立場であったとはいえない状況でしたが、これからは対等な立場で主体的にまちづくりに参画していただくということで、市民、市、議会が、互いの責任と役割のもとに、共通課題や目標に向かって全市一丸となって共に行動していくことを協働のまちづくりとして規定しています。

自治体を取り巻く環境が大きく変わる中で、公共サービスのあり方を改めて問い直さなければならない状況が生まれております。行政サービスに対する住民の要求が複雑多岐になり、それらに応えるため限られた資源をいかに公正かつ公平に配分するかが行政にとっての大きな課題となっています。こうした中で、「協働」という考え方が必要となっております。

また、協働のまちづくりを推進するため、市民の活動に対して、その自主性を損なわないことに配慮して、必要な支援を行なっていくことを規定しております。「努めます」としたのは、活動の内容や規模、人材、そして財政事情によっては、支援が困難な状況も考えられることから「努めます」としました。

続きまして住民投票です。

(住民投票)

第〇条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、当該議決による条例の定めるところにより、住民投票を行うことができます。

- 2 市長、市議会は、住民投票の結果を尊重します。
- 3 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する者及び定住外国人とします。ただし、年齢要件については、住民投票が行われる都度、別に条例で定めます。
- 4 その他、住民投票に必要な事項については、住民投票が行われる都度、別に条例で定めます。

定住外国人の定義については、先ほどの2つの法律に基づいた中で定義する対象者ということになります。

(住民投票の発議・請求)

第〇条 市に住所を有する者のうち、市の議会の議員及び長の選挙権を有する市民は、市政に関する重要事項について、その総数の五十分の一以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を請求することができます。

- 2 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。

- 3 市議会の議員は、市政に関する重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができます。
- 4 第一項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第七十四条第二項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで及び第七十四条の三第一項から第三項までの規定の例によります。

#### 【解説】

第1項では、市に住所を有する市議会議員及び市長の選挙権を有している市民に対して、その総数の50分の1以上の署名をもって、市長に住民投票を請求できることとしております。この50分の1以上の署名は、地方自治法の条例制定改廃の請求を準用しております。

第2項は市長の発議を規定しています。

第3項は市議会議員が、議員定数の12分の1以上の賛成をもって発議できることを規定しています。この12分の1以上は、地方自治法の議員の議案提出権(第112条の第2項)を準用しています。

第4項では、第1項の市民の請求の処置について、地方自治法の条例の制定改廃の直接請求の処置を準用することを規定しています。

#### (会 長)

どうもありがとうございました。まずは、「参画の推進」と「協働の推進」についてご議論いただきたいと思います。

「参画の推進」については、先ほど言いましたように、これが二者択一になっていて、具体的に書くのか、抽象的な文言にとどめるのかということであります。

協働の推進については、相互の責任の役割ですとか、対等ですとか、信頼関係、自主性といったいろいろなことばが出ました。そういったものを盛り込んだものになっていると思います。私が思うのは、抽象的な文言だけにするのであれば、上の方で良いのでしょうか、二者択一のようにしていて、場合によっては、上の文言を入れて下の文言も入れるというような形もとれると思います。

#### (委 員)

それに賛成です。やはり基本原則の中の一つですから、上の条文案のまちづくりへの市民の参画を推進するために機会の増大をするということと、こんな機会もありますという代表例を入れて、なおかつ推進していくということを表現したほうがよいと思います。

#### (委 員)

私は前回、上のほうが良いと思ったのですが、このように2つ並べてみると、やはり両

方入ったほうが良い気がします。また、解説も下のほうがずっと良いと思います。

**(委員)**

「市は…」というだけで良いのでしょうか。逆の「市民は…」があっても良いような気がします。

**(会長)**

下のほうは、市が多様な機会を設けるというような感じになるとか思います。上のほうもやはり市が参画の推進主体になるとか思いますけれども。協働のほうでは、団体相互間の問題を入れなければいけないのかなと思っているのですが、参画のほうはどうなのでしょう。

**(委員)**

例えば、市民が参画するという市民の側からのアプローチも必要だろうということでしょうか。

**(委員)**

それをどこか別なところでうたっているのであれば、べつになくても構わないと思います。

**(委員)**

『コミュニティ』のなかでも出てきそうな気がします。

**(会長)**

それから、『市民の権利・責務』のところから出てくるとは思いますが。

**(委員)**

『参画と協働』という項目のなかで、やはりそれは表裏一体の関係で、市民は参加する、市はその機会を保障するというのを、やはり入れたほうが良いような気がします。まさにそれが三本柱のうち的一本で、最初の基本原則のところでは、参画しますということで市民の側から最初に規定しています。ですから、やはり両方を入れたほうが良い気がします。

**(会長)**

どんな感じで入りますでしょうか。他の自治体の条例も、参画機会の保障となるとどうしても「市が」、「町が」という話になってしまいます。

**(委員)**

「市民、市は、まちづくりへの参画を推進するため…」という表現はできないでしょうか。お互いに参画を推進するというような意味になるような気がします。

**(会長)**

圧倒的に、市が保障していくようなことが中心にならざるを得ないと思うのですけれども。

**(委員)**

同じ条項に入れるのではなく、でも『参画と協働』という章だての中に、ここでは「参画の推進」という項目になっているのですが、その項目の前に、例えば「市民の参画」などとして、「市民は参画しましょう」ということを入れて、「そのために参画の推進を今度は市がやる」という順序だてにするのはどうでしょうか。同じ条の中だとやはり難しい気がします。

**(会長)**

「参画に推進」の前に「市民の参画」というようなものを入れて、そこで「市民はこうします」という文言を入れるということですね。

**(委員)**

参画の定義を、自治体によって「政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に」ということばを使っているところがあります。このことを具体的に盛り込むと、より市民の参画の場というのがはっきりするのかなという気がしますので、それをここに持ってきてもいいのかなと思います。

**(会長)**

例えば、(項目条文比較表)8ページの遠軽町などは、「政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に参加し、意思決定に関わることをいう」と言っていますが、「市民が政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に参加し、意思決定に関わります」などという表現でしょうか。

**(委員)**

そうすると、参画の推進というところで具体的に審議会ですとか、ワークショップというのがうまく対応してくるのではないかという気がします。まさに、政策の立案などということばにうまく呼応してくるのかなという気がするのですが。

**(会長)**

遠軽町が定義で言っていますね。それから、岸和田市でも同じように「政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう」という表現になっ

ています。

こういった文言を入れますか。そうすると、たしかにワークショップ、審議会などうまくタイアップできるような気はします。

**(委員)**

いいですね。市民は政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与するということをひとつ言っておいて、その裏返しで「市は・・・」ということですよ。ね。

**(会長)**

それでよろしいでしょうか。

(参画の推進)の前に、(市民の参画)などということばを入れて、「市民は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に参加し、意思決定に関わるよう努めます」という表現にするということで、文言は事務局のほうで考えて下さい。

**(主幹)**

3つ条立てするという考え方ででしょうか。

**(会長)**

そうです。「市民の参画」、「参画の推進」、「協働の推進」ということです。あとはどうですか。

**(委員)**

「参画の推進」のところ、先ほどの議論で、二者択一と思われていたものをうまく並列するのであれば、むしろ順序が逆のほうが良いのかなという気がします。解説の中でうまく言われているのですが、まず、今現在行われているワークショップ、審議会といったものを推進することと、既存の制度のみならずさらに機会の拡大ということを使うのであれば、順序が逆のほうが良いと思います。

**(会長)**

ワークショップや審議会を先にもってきたほうが、市民の参画から近いですからね。どちらかというと、抽象的なものを出して、あとは具体的なものというのが条例としては多いのですが、具体的なものを先に出してそのあとに・・・というのは事務局として、どうですか。齟齬はないでしょうか。

**(室長)**

問題ありません

**(委員)**

一般的な条例というのは、条例が施行されると、あとは施行規則というのでくわしく内容を言っていくことになるのですが、今回の基本条例というのは、あくまでも条例で終わりということですね。そういう意味からすると、私はむしろ、このままの順番のほうが良いような気がします。

**(委員)**

順番を変えて、解説を読んでも、すんなり入っていけると思います。

**(委員)**

市民のための基本条例という観点からは、硬くしてわかりにくくするよりは、市民がわかりやすい文章のほうが良いような気がします。

**(委員)**

それぞれインパクトがあるでしょうから、どちらが前に来ても良いと思います。

**(会長)**

多数意見を尊重しまして、(参画の推進のところは)先に具体的なものを書いてしまうということにします。あとに、参画機会の拡大に努めますという表現にしたいと思います。

**(会長)**

「協働の推進」についてはどうですか。

前回、「団体相互の協働」を盛り込む必要があるのか、盛り込むとしたらどのようにするかという議論があり、ペンディングしていたため事務局案には入っていません。

「市の支援」とか「市民の自主性を損なわない」、「市民と市、市議会は信頼関係のもと対等の立場にたって～」という文言はあるわけですが、「市民同士」、「活動団体同士」の相互の協働は盛り込んだほうが良いでしょうか。

**(委員)**

私はやはり、入れたほうがいいのかと思います。

**(会長)**

ワークショップでも出ていましたね。

**(委員)**

市民や団体が、相互に連携を図りながらまちづくりを進めるということも、もちろん大切なことなので盛り込んだらいいと思いますが、どのような文言にするかですよね。

**(委員)**

今は多様な団体があるわけですが、その団体が協力しないばかりか逆に反目しあっているという現状もあるんですね。

**(委員)**

そうなのはまちづくりも思うようにいきませんから。これからは特に福祉や教育の分野で団体にはもっとバックアップをしてもらわないと。

**(会長)**

その問題が一つと、ワークショップでは「協働・参画と言ってもきっかけが中々つかめない。」という意見がありました。きっかけづくりは必ずしも市だけがやるものではないですよ。もちろん市の役割は大きいですが、その辺も入れたほうがいいのか。より具体的なものになってくるんですが。

**(室長)**

先ほどの参画のところもそうなんです、『市民の権利・責務』を各章に入れ込むのか、『市民の権利・責務』という章の中で定義されるべきなのか。同じような話が何度も出てくると思うのですが。

**(会長)**

「まちづくりに参加する権利を有します。」とか「まちづくりに参加する義務があります。」といったことは、『市民の権利・責務』の中でうたわれると思いますが、ここでは具体的に、「市対市民」ばかりでなく「市民同士」、「活動団体同士(団体という言葉が不都合であれば「市民同士」としてもいいのですが)」が相互に協働していくということを言うわけですから、「活動において市民同士が相互に協働できるようなしくみを作る努力が必要です。」といった表現が入ってもいいのかなと思います。

また、市民がまちづくりに参画・協働しようとしても、そのきっかけが分からないということがあると思いますので、そのきっかけづくりを保障する表現があってもいいのではないかと思います。

そのような意味で、前回の委員長メモでは「きっかけづくりのための活動拠点の確保」ということを入れたのですが。

どちらかというと「協働の推進」というと市の側から規定するものが多いんですね。でも



自治基本条例ですから。行政基本条例であれば市役所中心で、となるんですが、自治基本条例を作る場合は「市民相互」ということが一つ入ってもいいのではないかと考えています。

では、**市民相互、団体相互の協働、協働のきっかけづくりについて〇〇委員さんの方で作っていただけますか。**

町内会の役員さんなどは結構簡単に参加していけるのですが、一般の方は中々きっかけがつかめませんので、参加の機会、きっかけづくりを、この「協働の推進」の中に付け加えるような表現を考えていただきたいと思います。

### **(室 長)**

ずっと聞いていて、参画の中でも「市民は～」、協働の中でも「市民は～」と入ってくるのが本当にいいのかと思うのですが。

「市民の参加を行政が保障する。」ということがあればいいのではないかと。

市民の責務は『市民の責務』の章で大きくうたっておけばいいと思うのですが、それぞれの章の中に市民の責務のようなものが出てきては、逆に市民にとってハードルが高くなってしまわないでしょうか。

### **(会 長)**

いえ、全然高くなりません。この部分については。

「市民相互でなにか協働できないか」ということはワークショップでも出ていますし、「きっかけが必要だ」という意見もありました。

それに、市民が前面に出てくるのは、この『参画と協働』の部分くらいではないでしょうか。

### **(委 員)**

先生が今言われたことはコミュニティの中で出てもいいと思います。

### **(会 長)**

コミュニティを章立てするのか、『参画・協働』の中に入れるのかというのも、一つの議論だと思います。

### **(委 員)**

「きっかけ」というのは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

### **(会 長)**

ワークショップでは、「まちづくり、まちづくりっていうけれど、中々それに参加する機会に恵まれていない」とか、「どうしたら参加できるの?」という意見が結構あったものですから。

**(委員)**

それは「参画の推進」で言っている「審議会」、「ワークショップ」、「パブリックコメント」ということとは違うんですか。もっと身近かなことですか。

**(会長)**

そうですね。私は「活動拠点の確保」とか「情報交換できる場の確保」といったニュアンスを思っているのですが。

**(委員)**

「活動拠点の確保」は必ずしも市の役割ということではない、ということですか。

**(会長)**

市の役割は大変重要ですが、市民同士というのも重要です。それで市民相互の協働をうまくつなげられないかなと思っているんです。

実はコミュニティの議論とも関係するかな、とは思っているんですが。

あと 10 分ほどになりましたが、今日は、住民投票まで終わらせていたしたいと思います。

この部分の条文は、表現が非常に硬いのでこれをもう少しやわらかく出来ないかということもありますが、「50分の1、12分の1、発議者は3者、尊重規定」など、まさに前回の議論を踏まえて書かれています。

「住民投票の発議・請求」の第4項では、「第1項の規定による・・・地方自治法第74条第2項から第8項まで・・・規定の例によります。」は、急に難しい表現になっていますね

**(委員)**

この部分だけ違う担当者が作成したため、このような硬い表現になったのですか。

**(事務局)**

そのようなことはありませんが、住民投票という制度を自治法を準用した形で表現すると、このように根拠を明確にしなければならないのかと。

解説でもいいのかもしれませんが。

**(委員)**

たとえば、今、先生が言った「住民投票の発議・請求」の第4項などは、これまでだったら「別の法律の定めるところにより」といった表現になっていたと思います。

これだと全然わかんないです。

**(委 員)**

「住民投票」の中で、年齢要件は別に条例で定めなければならないのですか。

**(会 長)**

そうです。前回、「住民投票」に関しては審議会として「個別型」を選択したので、課題が出てくるたびに住民投票条例を作って年齢要件を決めるということになります。

**(室 長)**

「住民投票の発議・請求」の第4項はこれでいくしかないかなと思うんですが、これをひとつずつ規定すると大変なボリュームになってしまう。住民投票の発議ですから、これくらいは書いておかないと。

**(会 長)**

これだけ厳密に書いておけば、拡大解釈は出来ないでしょうね。

**(室 長)**

条例ですから、決めなければならないところはしっかりと決める必要があります。

**(会 長)**

ただ、ここだけどんと難しくなっているという印象があります。拡大解釈されると住民投票は特に問題がありますが。

**(委 員)**

住民投票はこれくらいの硬さがあっていいのではないのでしょうか。

**(委 員)**

「住民投票」の第4項「その他、住民投票に必要な事項は～」とありますが、ここで言う「その他」には何が含まれるのでしょうか。

**(会 長)**

第1項から第3項に規定されている以外に何かあったときには、ということでしょうか。

**(委 員)**

同じく第4項の「住民投票の請求の処置等に関しては～」というのは具体的にどのようなことですか。

**(室 長)**

地方自治法の直接請求の手続きを言っています。

**(委 員)**

他市の条例ではそのような規定はしていませんね。

**(会 長)**

そうなんですよ。「地方自治法」ということは入れなくても、50 分の1、12 分の1という規定だけでも問題はないと思います。

大和市では「議員定数の 12 分の 1 以上の～」とありますが、これはまさに地方自治法から持ってきています。多摩市「も 50 分の 1 以上の連署をもって～」となっています。あえて「地方自治法の～」ということを入れなくても、多摩市の第 29 条のような表現にとどめても問題がないような気がします。

「住民投票の発議・請求」の第 4 項は除いたほうがより分かりやすくなります。

そして解説で「根拠は地方自治法である。」ということを書いておけば、拡大解釈にはならないですよ。

**(委 員)**

それが可能であれば、そうしたほうがいいです。

**(委 員)**

第 1 項から第 3 項で言い尽くされているのであれば、第 4 項は削除してもいいかと思っています。

**(会 長)**

言い尽くされていると思いますがね。

**(室 長)**

この条文については、法規担当の考え方も確認して、事務局で再度検討します。

多摩市の第 29 条第 2、3 項でいう「法令で定めるところにより～」という部分がまさに地方自治法第 74 条を指していると思います。

**(会 長)**

第 4 項を削っても、も「法令の定めるところにより」とか、「地方自治法の定めるところにより」といった文言は入ってくるのでしょうか。

**(室 長)**

我々としてはその「法令に定めるところ」を第4項で明確にしたわけですが、皆さんのご意見になるべく沿えるよう再検討します。

**(会 長)**

本当は、今日はコミュニティまで入りたかったのですが、検討することがたくさんありました。

「不利益処分」については、事務局から「市の責務」に入れて・・・という案が出ていたのですが、私の方で「市」というのをあえて項目に入れるのがいいのか、「市長、市職員」ということが入ってくるかと思いますが、「市」はどうなのかなということもあって、ペンディングさせていただきたい、『市長の責務』、『市職員の責務』、『市民の権利・責務』をやったうえで再度検討しようということを申し上げております。

「何人も差別されることなく～」という表現もちょっときついのかな、という感じもしましたし。これなら「不利益を被らない」としたほうがいいのかないかなということも含めて、最後に検討をしたいと思います。

時間になりましたので、今日はここまでといたします。

**3 その他**

**(主 幹)**

次回は、9月22日、金曜日となっています。お忙しい中何度も開催するということで恐縮ですが、よろしくお願いします。

**(会 長)**

次回は、今回の条文の手直しを事務局から提案していただいて、次にコミュニティ、市民の権利・責務までいきたいと思います。

**4 閉 会**